

こ発第 114号  
平成27年5月26日

指定放課後等デイサービス事業所 管理者 各位

福岡市こども未来局こども発達支援課長  
(障害児支援係)

放課後等デイサービス事業におけるサービスの提供について（通知）

放課後等デイサービス提供時間中におけるその他サービスの利用について、報酬評価や放課後等デイサービスガイドライン等を鑑み、本市の考えを下記のとおりまとめたので、通知します。

下記不適切事例を行っている事業所は、本通知以降は速やかに是正を行ってください。

記

放課後等デイサービスの基本報酬は、個別支援計画に沿って放課後等デイサービス事業所が提供する、下記の基本活動を複数組み合わせた発達支援プログラムを評価するもの。

- ア 自立支援と日常生活の充実のための活動
- イ 創作活動
- ウ 地域交流の機会の提供
- エ 余暇の支援

よって、放課後等デイサービス提供時間中の下記①②の行為は、当該事業所自らが適切な発達支援プログラムの提供を行っていないと判断されるため、認められない。

- ①発達支援プログラムに関係のない単に利便を提供する行為を行うこと  
(例：散髪サービス、入浴サービス、定期通院の付添サービスなど)
- ②他事業所が提供する他サービスを利用させること  
(例：訪問介護、訪問リハビリなど)

以上

《添付資料》

放課後等デイサービスガイドラインについて（平成27年4月1日障発0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

【担当】

こども未来局こども部

こども発達支援課障がい児支援係

TEL 711-4178 / FAX 733-5534

## 別紙

Q 1. 放課後等デイサービス利用中の入浴、通院付添は全くできなくなるということか。

A 1. 屋外活動等で汚れた際など支援プログラムの一環として事業所設備で入浴させることは差し支えない。日常生活能力向上のために一定期間事業所で入浴を訓練として提供する場合は、個別支援計画に目標や期間など位置付けることが必要である。

支援中のケガ等緊急かつやむを得ない場合の通院付添については、当然差し支えないが、事業所に残る他の利用者の支援に支障のないよう配慮すること。

Q 2. 発達障がいなど理美容室でじっとしていられない子どもに事業所内での散髪サービスを提供している。支援の一環として提供してもよいのではないか。

A 2. 理美容サービスは、児童福祉法による放課後等デイサービスには含まれないが、放課後等デイサービス事業所において、放課後等デイサービスとは別に、利用者の自己負担により理美容サービスを受けることは問題ない。

その際、利用者に必要なものとして当初から予定されている発達支援プログラム等に影響しないよう、放課後等デイサービスの開始前又は終了後に行うなど、放課後等デイサービスの提供と明確に区分することが必要である。

また、利用者に対しても個別支援計画等で放課後等デイサービスとは明確に区分した別サービスであることを十分に説明し了解を得ていること、放課後等デイサービス利用料とは別に費用請求が行われていることが必要である。

Q 3. 創作活動の一環として、月に1回講師を招いて絵画教室を開いてもらっているが、他事業所が提供する他サービスの利用にあたるか。

A 3. 事業所が外部講師等招くなどして創作活動等発達支援プログラムの協力を依頼することは差し支えない。ただし、事業所における支援の一環となるため、教材費実費以外の費用（例：個別教室参加費、講師謝礼負担金など）を利用者に請求することはできない。